

## 平成 19 年度「国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業」公募要項

平成 19 年 5 月 29 日

環境省環境教育推進室

## 1 背景

平成 17 年に「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」(2005～2014) という国連キャンペーンが始まり、環境教育や開発教育をはじめとする「持続可能な開発のための教育」(以下、「E S D」) が世界各国で活発に行われています。

本キャンペーンの提案国である日本でも、平成 18 年 3 月に内閣官房や文部科学省、外務省、環境省等の関係省庁連絡会議で E S D の 10 年の実施計画を決定し、各主体が同実施計画に基づく取組を開始したところです。E S D は、実施計画の中で、「私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義されています。

実施計画において、E S D は、教育を受ける個人に近い地域で、地域特性に応じて行われることが重視されており、教育の結果として持続可能な地域づくりへと発展することが期待されています。そこで環境省では、持続可能な地域づくりに向けた各種の地域課題の解決をテーマとする教育事業を実施する地域を公募します。

## 2 目的

- (1) 環境保全を中心とした課題を入口として、持続可能な地域づくり(注)に向けた地域の課題とその解決をテーマとした教育事業を実施すること
  - (2) E S D 推進協議会を立ち上げ、事業終了後も継続して教育活動を行うことのできる地域の仕組みを構築すること
  - (3) 以上の「地域に根ざした E S D」を実施する際に有用な情報をとりまとめ、全国での同様の取組に活用すること
- (注) 本募集要項で「持続可能な地域づくり」とは、「世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となっており、環境の保全、経済の開発、社会(文化の面も含めた広い意味)の発展を調和の下に地域において進めていくこと」をいう。

### 3 事業について

#### (1) 申請できる団体

地域において本事業の中核的役割を担うことが期待される、法人格を有する団体（例：社会教育施設、大学、社会福祉協議会、公益法人、NPO 法人、市民活動サポートセンター等）。なお、地方公共団体は応募できません。

応募団体は、教育委員会や環境部局等の行政機関とは事業開始当初から密に連携することが求められます。

#### (2) 事業実施額

1 地域あたり 100 万円程度まで（平成 19 年度）

#### (3) 事業実施期間

原則として平成 19 年度から平成 20 年度までの 2 年間

平成 19 年度末に事業を評価し、平成 20 年度に事業を継続実施するか否か及び事業実施額を決定します。

#### (4) 公募地域

4 地域程度

（教育活動を実施する地域の範囲は任意とします）

#### (5) 事業の実施方法

##### ア ESD 推進協議会の設置（平成 19 年度）

初年度に、自治体、NPO、学校、教育委員会、企業等の地域の多様な主体からなる ESD 推進協議会を設置します。ESD 推進協議会では、地域の課題や教育資源を明確にするとともに、その課題を克服するための人づくりの内容及び平成 21 年度以降も継続できる教育の仕組みについて検討します。

##### イ 事業計画の策定（平成 19 年度）

アの検討結果に基づき、ESD 推進協議会の会員団体などの地域の多様な主体の協働により実施する平成 20 年度教育事業の計画を策定します。なお、事業計画を立てる上で、必要に応じ、平成 19 年度内に試行事業を行うことができます。

##### ウ 地域における教育事業の実施（平成 20 年度）

平成 19 年度に作成した事業計画に基づき、教育事業を実施します。

##### エ 事業内容の報告（平成 19、20 年度）

他地域への広報のため、環境省が定める様式に従い、教育事業検討の過程及びその実施結果等について報告を行います。

## (6) 全国事務局の支援

採択地域は、本事業の全国事務局（環境省が設置）が企画・実施する研修や採択地域間の交流の機会への参加、助言等の支援を受けることができます。

## 4 申請

### (1) 申請方法

申請書類を、平成 19 年 6 月 29 日（必着）までに、以下の提出先に 3 部、郵送にてご提出ください。申請書類を入れた封筒には、「ESD 申請書類在中」と明記していただくようお願いします。

### (2) 申請書類

申請書様式

事業計画概要（別紙様式 1）

平成 19 年度事業に要する経費（別紙様式 2）

申請団体概要（別紙様式 3）

団体資料（設立趣意書、役員名簿、直近の決算報告書）

その他参考となる資料

### (3) 提出先

別紙「申請書類の提出先について」のとおり（環境省各地方環境事務所）

## 5 採択等について

### (1) 審査について

以下の観点に従い、有識者からなる検討委員会が審査を行います。

多様な主体の参画

多様な主体の協働による、地域に根ざした教育活動が行われると見込まれること。

持続可能な地域づくりへの発展性

環境保全を取組の出発点として、持続可能な地域づくりに向けた地域の課題とその解決をテーマとすること。

事業のモデル性

優れた事業実施結果を他地域へ普及する観点から、高いモデル性、革新性を有すること。

事業の確実性、継続性

地域の関連活動の的確な現状把握の下、事業実施のための中核的な取

組体制ができており、無理のない具体的な実施計画が立てられていること。また、将来的な事業の継続、発展が見込まれること。

(2) 採否の連絡について

検討委員会での審査結果を踏まえ、環境省地方環境事務所が採否を決定します。採否については、8月上旬までに文書により応募者に通知（内示）します。選定された者は、通知後に、環境省地方環境事務所の示すところにより契約手続きを行います。

6 問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境経済課 環境教育推進室  
TEL：03-3581-3351（内 6272） 担当：武藤

7 今後の予定

平成 19 年 9 月	事業説明会（於 東京）
以降	事業開始
平成 20 年 1 月中旬	採択地域間の交流会議（於 東京）
2 月中旬	平成 20 年度事業計画の提出
3 月中旬	事業継続等の決定及び通知

8 参考資料

- (1)平成 19 年度「国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業」公募に関する Q & A
- (2)わが国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画
- (3)ESD パンフレット「はじめる×はじまる ESD」
- (4)ESD パンフレット「ESD をはじめる×すすめるための 10 のヒント」